

岡垣町子育てあんしん課LINE公式アカウント運用要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、岡垣町（以下「町」という。）がソーシャルメディアを通じた情報伝達の充実を図るため、LINE株式会社が運営するLINE公式アカウントサービスを活用し、岡垣町子育てあんしん課LINE公式アカウント（以下「LINE」という。）を情報発信媒体として運用することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(運営)

第2条 LINEの運営主体は町とし、総括管理は子育てあんしん課が行うものとする。

2 アカウント名は、「岡垣町子育てあんしん課」とする。

3 LINEへの情報掲載は、子育てあんしん課家庭支援係が行うものとする。

(情報発信内容)

第3条 町がLINEに掲載し、発信する情報は、次のとおりとする。

- (1) 母子保健事業の日程に関する情報
- (2) こども未来館の行事等の告知
- (3) 予防接種の勧奨
- (4) 虐待予防の啓発
- (5) 児童手当や保育所入所等の各種手続きに関する情報
- (6) 前各号に掲げるもののほか、町長が適当と認めるもの

(損害の対応)

第4条 町は、LINEの利用に関連して発生した利用者の損害について、当該損害が町又は町職員の故意又は重大な過失に起因する場合を除き、いかなる責任も負わないものとする。

(管轄裁判所)

第5条 LINEの利用及びこの要綱に伴う紛争については、福岡地方裁判所を第

一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。